

訪問介護事業所等電動アシスト自転車経費支援事業 Q&A

令和7年10月15日現在

No.	質問	回答
(1) 事業内容について		
1	訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費補助事業について教えてください。	人件費の高騰や令和 6 年度報酬改定で介護報酬が減額となったことにより、特に厳しい状況におかれる中小規模の訪問介護事業所等に対して、サービス提供にかかる移動経費を支援し、地域包括ケアを支える重要な訪問介護等サービスを維持することを目的として、電動アシスト自転車補助とバッテリーの購入経費の一部を補助します。
2	交付申請期間はいつですか。	令和 7 年 7 月下旬頃から令和 7 年10月末までを予定しています。 ただし、令和7年10月1日以降に指定を受けた新規開設の事業所に限っては、12月末までの申請を受け付けます。 なお、補助対象期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までです。 → 交付申請時点で金額が確定していない場合には、見積書等により補助対象期間内にかかる経費の見込みをご提出ください。 申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。
3	振込の時期はいつですか。	額の確定通知発出から約1月後を予定しております。（最終は令和8年5月） なお、額の確定通知の発出時期については、令和7年11月以降順次予定しておりますが、実績報告の申請日やその審査期間にもよるため明確な時期のお答えはできかねます。 また、HP掲載のスケジュールもご参照ください。
(2) 対象事業所について		
1	本事業の対象事業所を教えてください。	東京都内に所在する「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の4種別のうち、以下に該当する場合を除きます。 （1）補助対象事業所の数が10か所以上かつ資本金5千万円を超えている事業者が設置する事業所 （2）国又は地方公共団体が設置する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。） （3）業務継続計画（BCP）未策定の事業所 ※訪問看護は対象外です。 ※社会福祉法人の場合、資本金の部分は基本金でご判断ください。
2	事業者（法人）所在地は東京都ではないのですが、対象になりますか。	事業所が東京都内に所在している場合は、東京都内の事業所分は対象となります。 法人が一括購入した際に、所在地が東京都以外の事業所が含まれる場合は、東京都以外の事業所分は除いて申請してください。
3	1事業者（法人）あたりで、申請できる事業所数に限りはありますか。	1事業者（法人）あたり、申請できる事業所数は最大10事業所までです。なお、本事業が令和8年度も実施された場合には、同一事業所の申請はできません。
4	除外要件の一つである【都内で「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所を10事業所以上運営している】の考え方を教えてください。	《考え方》 ・都内で運営（※）する「訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の4種別の事業所数を数えます。 ・「他県に所在している事業所」、「出張所（サテライト）事業所」、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は 数に含みません 。 （※）東京都内に所在し、なおかつ交付申請日時点において、「指定」を受けているもの。（休止中、廃止を除きます。） 《10事業所以上となる場合》（例） ・都内で訪問介護を10事業所運営している場合 ・都内で訪問介護を5事業所、都内で訪問入浴介護を5事業所運営している場合 《10事業所未満となる場合》（例） ・都内で訪問介護を9事業所、他県で訪問介護を1事業所運営している場合 ➡他県は対象事業所として数えないため、本事業では「9事業所」と数えます。 ➡訪問介護事業所と総合事業を一体的（同一拠点（住所地））に運営している事業所が5拠点ある場合、サービス種類上は訪問介護事業所5、総合事業5となりますが、本補助金での対象事業所数としては、訪問介護事業所のみ数えて「5事業所」となります。 ➡定期巡回型・随時訪問介護看護と夜間対応型訪問介護を同一事業所番号で運営している場合、サービス種類上は2つとなりますが、本補助金における事業所数は1と数えます。 ただし、申請はサービス種類毎に可能です。

訪問介護事業所等電動アシスト自転車経費支援事業 Q&A

令和7年10月15日現在

No.	質問	回答
5	いつ時点で指定を受けていれば良いですか。	交付申請日時点において、東京都内で指定を受けている必要があります。（休止中、廃止済みは対象になりません。） なお、実績報告日時点で、事業所や法人が廃止・廃業となる場合は別途ご連絡ください。
6	これから新規開設を予定しており、開設前から求人・採用活動を行っているが、その経費は対象になるか。	対象になりません。開設してからの経費のみ対象となります。
(3) 対象経費について		
1	電動アシスト機能が付いていない通常の自転車は対象になりますか。	対象外です。
2	電動アシスト自転車のバッテリーは補助対象になりますか。	電動アシスト自転車の購入時に自転車本体に附属しているバッテリーについては、補助対象経費に含めることができます。ただし、バッテリー単体の購入経費は補助対象外です（購入時であったとしても予備用バッテリーは対象外です。）。
3	対象となる電動アシスト自転車に要件はありますか。	1 電動アシスト自転車に関する要件について （1）防犯登録がされていること （2）B A AマークやT Sマーク等の自転車安全基準に適合していること （3）実地店舗で購入したものとすること（★） （4）補助対象事業所でのサービス提供に関する用途に限ること （5）補助対象期間内に支払いが完了すること （★）インターネットで購入可能な電動アシスト自転車の中には、道路交通法の基準に適合していないものがあることが報告されております（※）。つきましては、本事業では、訪問介護等サービスに従事の方がより安全に移動することを支援すべく、道路交通法の基準適否の確認がしやすいよう実地店舗での購入に限らせていただいております。 （※）参考：https://www.my.metro.tokyo.lg.jp/w/112-20240207-22618821
4	いつ支払った経費が対象ですか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（補助対象期間内）に 支払いが完了 している必要があります。
5	リース契約による経費は対象になりますか。	対象外です。
6	割賦契約による支払いは対象になりますか。	対象外です。
7	保守サービス料や損害保険料は対象になりますか。	対象外です。
8	防犯登録料は対象になりますか。	対象外です。
9	クレジットカードによる支払いも可能ですか。	クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義（法人名義）である場合に限り可能です。（個人名義のクレジットカードの場合、法人カード（コーポレートカード含む）であることを確認しています。） なお、クレジットカードや購入店等でポイントが付与された場合、付与されたポイントを金額換算し、補助対象経費から除いたうえで申請してください。 また、経費の一部や全部をポイントやクーポンで支払った場合、ポイントやクーポンで支払った額については、補助対象経費から除いてください。 ※クレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）と決済口座の通帳の該当部分（該当箇所以外黒塗り可）及び名義が分かる部分のコピー（ セキュリティコードが写っている場合は当該箇所を黒塗りしてください。 ）を併せて提出してください（補助申請年度内に決済口座から引き落としが行われている必要があります。）。

訪問介護事業所等電動アシスト自転車経費支援事業 Q&A

令和7年10月15日現在

No.	質問	回答
10	法人が一括購入等した場合も対象となりますか。	補助対象事業所分としてかかった経費のみ補助対象となります。必要に応じて按分し、按分の内訳について参考資料をご提出ください。
11	補助事業者の職員等の個人が立替払いを行ったものは対象になりますか。	対象外です。
12	自転車の購入台数に上限はありますか	購入台数の上限はありません。 ただし、補助基準額が20万円ですので、20万円を超えて申請いただいた場合でも、最大交付金額は15万円（＝補助基準額20万円×補助率4分の3）が上限となります。
13	自転車に取り付けるカゴやハンドルカバーは対象になりますか。	対象外です。 ただし、カゴについては、電動アシスト自転車本体と一体的（電動アシスト自転車本体とは別に料金が発生しない、電動アシスト自転車に商品として元々付随しているもの）となっているものもございしますので、そのようなケースは補助対象経費から、あえてカゴの料金相当額を算出して除く必要はございません。 <u>なお、別で取り付ける後ろカゴは対象外ですので、申請金額から除いてご申請ください。</u>
14	交付申請・交付決定前に自転車を購入しても良いですか。	交付申請・交付決定の前に、既に購入している自転車でも、対象要件を満たしている場合には、補助対象になります。 なお、大変恐縮ですが、実績報告時に要件を満たしていることが確認できない場合には、交付決定後でも補助金の交付ができない可能性があることご承知おください。
(4) 申請方法について		
1	法人担当者が複数事業所まとめて申請しても良いですか。	申請書類は事業所毎にご作成をお願いいたします。
2	消費税を含めて申請する場合と、含めないで申請する場合の違いは何ですか。	【消費税を含めた場合】 翌々年度に消費税仕入控除税額の報告を行う際、補助金の返還が必要になる場合があります。 返還が必要な場合は、以下の書類を提出する必要があります。 - 返還額積算資料 - 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し 等 【返還の必要性がない場合】 以下のいずれかの理由に該当する場合は、補助金の返還は不要と想定されます。 ① 消費税の確定申告義務がない。 ② 簡易課税方式により申告している。 ③ 公益法人等で特定収入割合が5％を超えている。 ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。 ⑤ 補助対象経費が、「消費税を除いた金額」である（消費税を補助対象経費として申請していない）。 ➡消費税を含めないで本補助金の申請を行った場合、上記⑤のケースに該当しますので、返還の必要はありません。 ただし、返還の必要性がない場合にも、「返還額がないことの理由書」の報告は必要です。 <u>消費税仕入控除税額報告については、翌々年度（R9年度）に詳細をご案内いたします。</u>
3	BCP（業務継続計画）の策定が要件になっていますが、BCPそのものは提出する必要がありますか	BCPそのものについては、ご提出不要です。
4	金額が分かる拳証資料について、領収書だけでも問題がないか	問題ございません。 なお、宛名は事業所名としてください。（法人名での領収証の場合には、対象事業所以外の経費が含まれていないことを御確認ください。）

訪問介護事業所等電動アシスト自転車経費支援事業 Q&A

令和7年10月15日現在

No.		質問	回答
	5	交付決定通知の受領後、交付申請の内容から変更になった場合は、どのように対応すれば良いですか。	【交付決定金額が15万円未満で、なおかつ交付決定金額よりも経費が多くなった場合】 交付決定額よりも交付される金額を増やしたい場合には、変更交付申請を行ってください。 →様式第2号をホームページからダウンロードの上、事務局宛てご郵送ください。 【申請内容に新規追加や大幅な変更がなく、交付決定金額が15万円未満かつ交付決定金額よりも経費が少なくなった場合】 変更交付申請には及びません。実績報告の際に、実際にかかった正しい経費を申請してください。 【申請内容に新規追加や大幅な変更がなく、交付決定金額が15万円で、なおかつ交付決定金額よりも経費が多くなった場合】 変更交付申請には及びません。交付できる最大金額が15万円となります。 交付決定通知後に交付申請内容から変更が生じる場合の取り扱いは基本的に上記のとおりですが、交付決定後に新たな内容が加わる若しくは申請内容を大幅に変更するような場合は、金額に関わらず変更交付申請が必要になる場合がありますので、事務局にご相談ください。
	6	今年度中に自転車を購入予定ですが、交付申請期間終了後に購入する予定ですが、購入予定の店舗から見積書をもらうことが難しい場合、パンフレット等で見積書に代えることができますか。	店舗での見積書発行が難しい場合、金額と購入予定の自転車が分かれば、パンフレットでも問題ございません。また、お手数をおかけしますが、拳証資料の余白等に、「店舗で購入予定であること」及び「購入予定時期の目安」を補記し、マーカー等で明示をお願いいたします。 なお、大変恐縮ですが、実績報告時に要件を満たしていることが確認できない場合には、交付決定後でも補助金の交付ができない可能性があることご承知おきください。
	7	複数事業所分申請を行っているのですが、印鑑証明書は何枚必要ですか。	申請する事業所毎に印鑑証明書 （原本） をご提出ください。 2事業所分申請する場合には、印鑑証明書は2部必要です。
	8	領収書等の拳証資料は原本の提出が必要ですか。	原本は事業所や法人で保管いただき、 写し をご提出ください。
	9	領収書が発行されない場合、レシートでもいいですか。	問題ございません。